

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」 認定制度の申請の受付を開始します

～ 申請受付期間 平成 23 年 6 月 23 日から 8 月 12 日まで～

1 制度の概要

平成 21 年 10 月に都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した(財)東京都環境整備公社が評価・認定する制度。本年度制度改正を行った(6 項参照)。

2 制度のねらい

健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展
優良な処理業者の育成と適正処理の推進
排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供



3 申請の受付期間

平成 23 年 6 月 23 日(木)～8 月 12 日(金)

4 申請方法

受付期間内に下記の申請に関する問い合わせ先まで送付、または予約の上、持参してください。

申請に必要な書類等の情報については、下記 URL で公表しています。

財団法人 東京都環境整備公社ホームページ：<http://www.tokyokankyo.jp/>

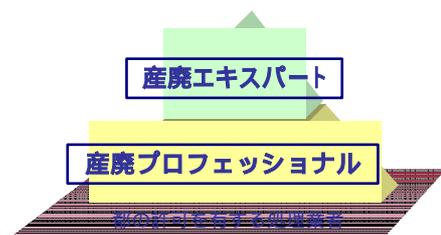
5 認定されると・・・

東京都環境局及び(財)東京都環境整備公社のホームページにおいて認定業者が公表されます

産業廃棄物処理業の許可証に認定ロゴマークが印刷されます。

車両や名刺、作業着などに、認定ロゴマークの使用ができます。

東京都において、排出事業者へ制度の周知及び認定業者の利用の依頼を行っています。



< 制度に関する問い合わせ先 >
環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
電話 03-5388-3586

< 申請に関する問い合わせ先 >
(財)東京都環境整備公社
優良性認定評価室
電話 03-3644-1381

6 制度の主な改正点

評価項目の主な追加事項

評価項目	小項目	概要
安定性	経常利益金額等	直前3年の経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超える。
	無事故	過去2年間負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。
	業務マニュアル	業務マニュアルが整備され、常時使用できる状態になっている。
	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報などで確認することができる。
先進的な取組	企業の社会的責任体制	CSR報告書や環境報告書を作成している。
	低公害・低燃費車両・重機	許可車両として低公害・低燃費車両又は低公害型重機を導入している。
	インターネット情報公開(料金表等)	料金表等をインターネットで公開している。

詳細は、(財)東京都環境整備公社のホームページにてご確認ください。
認定水準の引き上げ

区分	遵法性	安定性		先進的取組	
	変更なし	改正後	改正前	改正後	改正前
産廃工場	必須(100%)	80%	75%	60%	50%
産廃プロフェッショナル	必須(100%)	70%(変更なし)			

更新に関する認定期間の延長

更新申請の場合、認定の有効期間を3年とする。

(新規申請については、従来どおり2年。)

更新に関する申請手数料の減額

更新申請の場合の申請手数料を減額します。

(新規申請については、従来どおり。)

区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)		収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業		+ 専門性
	新規	更新	新規	更新	新規	更新	
産廃工場	147,000円	131,250円	189,000円	173,250円	210,000円	189,000円	31,500円
産廃プロフェッショナル	105,000円	94,500円	147,000円	131,250円	168,000円	152,250円	

(注)・消費税・地方消費税を含む。

・収集運搬業と中間処理業の両方を申請する場合、手数料の額が低い方を半額とします(詳細は、(財)東京都環境整備公社にお問合せください。)

・専門性：感染性廃棄物を取り扱う場合

7 これまでの実績

平成21年度認定業者数 183社

平成22年度認定業者数 75社

8 今後の予定

7月11日・19日 処理業者(更新対象事業者)向け説明会

8月12日 申請の受付期間の終了

12月 認定処理業者の公表

(都及び(財)東京都環境整備公社のHPで公表)